

# 建築士事務所の開設者の方へお願い

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者は、毎事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に (一社)長野県建築士事務所協会に提出してください。

詳細につきましては、事務所所在地を管轄する建設事務所（整備・）建築課までお問い合わせいただきますようお願いします。

## 【業務報告書の報告時期】

1. 6月決算の場合：R5年7月～R6年6月が対象	→	R6年9月末までにR5年度分を提出、以降毎年同様
2. 12月決算の場合：R5年1月～R5年12月が対象 ※個人登録の事務所の場合は、所得税法36条により12月が決算月となります。	→	R6年3月末までにR5年度分を提出、以降毎年同様
3. 3月決算の場合：R6年4月～R7年3月が対象	→	R7年6月末までにR6年度分を提出、以降毎年同様

## 【業務報告書の記載方法について】

### ① 報告書第二面（建築士事務所の業務の実績）

建築士の独占業務である設計・工事監理及びその補助業務について、事業年度内に行ったものを全て記載してください。（但し、継続中のものは、期間欄に『H20.10.1～継続中』のように記載してください。）

その他の業務（設計・工事監理及びその補助業務以外の業務）についての記載は、任意です。

業務を全く行わなかった場合は、『該当なし』と記載してください。

※ 建築士事務所で閲覧対象となっている書類については、設計等の契約を依頼しようとする建築主に対し、詳細に内容が把握できるよう、設計・工事監理に限らず、全ての業務の実績を記載する必要があります。

### ② 報告書第三面（所属建築士名簿）

管理建築士を含め所属している建築士全員を記載してください。（当該年度に退職された方については、○年○月退職等と記載してください）

ただし、所属建築士については、資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理等の業務を全く行わない場合は、記載しないでください。

※ 所属建築士の変更があったときは3ヶ月以内に指定事務所登録機関である（一社）長野県建築士事務所協会へ届出をお願いします。（建築士法第23条の5第2項）

### ③ 報告書第四面（所属建築士の業務の実績）

第二面に記載した業務を所属建築士毎に設計・工事監理及びその補助業務、その他業務に区分して記載してください。該当がない場合は、建築士毎に『該当なし』と記載してください。

※提出先は、（一社）長野県建築士事務所協会になります。